別表六の二（十七）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前連結税額超過額の計算

各連結法人の当期税額控除可能額の合計額	1	(63の①)　円	法人税の額から控除される特別控除額（(1)と(2)のうち少ない金額）	3	円
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	2		調整前連結税額超過額 (1)－(3)	4	

調整前連結税額超過構成額の明細

措法第68条の15の3第1項各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度			当期税額控除可能額 ①	調整前連結税額超過構成額 ②
第1号	前期繰越分	・　・ ・　・	5 総額	円	円
			6 特別		
		・　・ ・　・	7 総額		
			8 特別		
		・　・ ・　・	9 総額		
			10 特別		
		・　・ ・　・	11 総額		
			12 特別		
		・　・ ・　・	13 総額		
			14 特別		
		・　・ ・　・	15 総額		
			16 特別		
		計	17 総額		
			18 特別		
	当期分		19 総額	別表六の二(三)「9」	
			20 特別	別表六の二(三)「16」	
第2号	前期繰越分	・　・ ・　・	21		
		・　・ ・　・	22		
		・　・ ・　・	23		
		・　・ ・　・	24		
		・　・ ・　・	25		
		・　・ ・　・	26		
		計	27	別表六の二(四)「13」	
	当期分		28	別表六の二(四)「5」	
第3号	当期分		29	別表六の二(五)「16」	
第4号	前期繰越分	・　・ ・　・	30	別表六の二(八)「30」	
			31	別表六の二(八)「31」	
	当期分		32	別表六の二(八)「25」	
第5号	前期繰越分	・　・ ・　・	33	別表六の二(九)「30」	
			34	別表六の二(九)「31」	
	当期分		35	別表六の二(九)「25」	
第6号	前期繰越分	・　・ ・　・	36	別表六の二(十一)「31」	
			37	別表六の二(十一)「32」	
		・　・ ・　・	38	別表六の二(十一)「33」	
			39	別表六の二(十一)「34」	
	当期分		40	別表六の二(十一)「26」	
第7号	前期繰越分	・　・ ・　・	41	別表六の二(十三)「31」	
			42	別表六の二(十三)「32」	
	当期分		43	別表六の二(十三)「26」	
第8号	当期分		44	別表六の二(十四)「16」	
平成24年改正前の第7号	前期繰越分	・　・ ・　・	45	別表六の二(十二)「31」	
			46	別表六の二(十二)「32」	
		・　・ ・　・	47	別表六の二(十二)「33」	
			48	別表六の二(十二)「34」	
	当期分		49	別表六の二(十二)「26」	
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分	・　・ ・　・	50	別表六の二(七)「30」	
			51	別表六の二(七)「31」	
	当期分		52	別表六の二(七)「25」	
平成23年12月改正前の第7号	前期繰越分	・　・ ・　・	53	別表六の二(十)「33」	
			54	別表六の二(十)「34」	
	当期分		55	別表六の二(十)「28」	
			56	別表六の二(十)「48」	
震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の2第2項若しくは第3項	前期繰越分	・　・ ・　・	57	別表六の二(十五)「31」	
			58	別表六の二(十五)「32」	
		・　・ ・　・	59	別表六の二(十五)「33」	
			60	別表六の二(十五)「34」	
	当期分		61	別表六の二(十五)「26」	
震災特例法第25条の3第1項又は第25条の3の2第1項	当期分		62	別表六の二(十六)「17」	
合計			63		(4)

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二(十七)の表を次のように改める。